



職別

# 国保だより

2016.8  
143号

## 助け合う国保で築く明るい家庭



ハイビスカス

平成27年度事業報告 .....	P4
健康優良家庭表彰 .....	P9
マイナンバー制度に関するお知らせ .....	P10
特定健診・特定保健指導のインセンティブ制度について .....	P12

# 第93回通常組合会開かれる

去る7月19日（火）、当職別国保組合の第93回通常組合会が、中京区の京都ロイヤルホテル&スパで開催され、平成27年度事業報告、同歳入歳出決算を中心に審議され提出議案すべてが原案通り可決承認されました。



平成 28 年 7 月 組 合 会

理 事 長 開 会 あ い さ つ

理事長 松 田 等

- 本日は、第93回組合会を開催させていただいたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中、ご出席賜り厚く御礼を申し上げます。また、日頃より職別国保組合の事務運営にご理解とご協力を賜り、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。
- 始めに国の動向から申し上げますと、消費税10%への引き上げ時期が平成29年4月から平成31年10月に2年半延期されました。このことから、社会保障の充実の遅れが心配されるところです。
- 国保組合に関しては、所得水準の高い国民健康保険組合に対する定率補助金の引き下げが、今年度から平成32年度までの5年をかけて段階的に実施されることになり、所得水準に応じて13%から32%の補助率とすることとされました。補助率の算定の基礎となる所得については、平成26年度に実施しました所得調査の課税標準額を基に決定されており、当組合は定率補助32%は維持されることになりました。しかしながら、国保組合全体の約56%を占める医師、歯科医師、薬剤師国保の補助率引き下げは避けられないものと思われまふ。今回、定率補助率の改正がなされたことにより、将来の国保組合全体の財政基盤を揺るがすことになりかねないことに強い懸念を抱いています。この改正により、国保組合の定率補助が13%から32%の11区分に細分化されたことで、これまで5年に一度実施してきた「所得調査」を平成30年度以降は3年に一度実施することに決まりました。この調査により、当組合の国庫補助金の定率補助率が決定することになりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- 次に、平成28年1月から個人番号（マイナンバー）の利用が開始されたことに伴い、国保組合の加入・脱退時、あるいは各種保険給付等の請求申請時に個人番号の提出をお願いしているところです。今後は、平成29年7月からの情報連携に向けて、本年10月以降、「地方公共団体情報システム機構」から取得し、個人番号管理システム及び連携ネットワークの構築などの環境づくりを着実に実行してまいります。また、個人番号の管理については、個人情報保護法にのっとり厳格な管理体制の徹底を図ってまいらる所存です。
- 本日は、27年度の事業報告、収支決算を中心にご審議いただくこととしております。27年度の実質単年度収支決算につきましては、2億8,622万円の赤字となりました。決算状況の大きな原因は、収入面の保険料及び国庫補助金の減額です。これによりまして、28年度で早々に積立金の2億円の処分をお願いすることになり、平成23年度から6年間で10億円の積立金を取り崩したことになります。これ以上積立金の取り崩しを続けることは、財政危機に陥ることになり、最終的には組合の解散に追い込まれ、結果的にはご加入の組合員全員に御迷惑をおかけすることにもなりかねません。
- また、直近3カ年の単年度収支において2億5千万円を超える大幅なマイナスとなっていることから、財務委員会、財政検討委員会、理事会で慎重に議論した結果、医療分並びに後期支援金分保険料を改定することに決定し、本日議案として提出していますので、のちほど、ご審議をお願いいたします。
- こうした状況の中、今後も、我々国保組合を取り巻く環境はますます厳しくなることが予測されますが、一致結束して、ことに当たっていきたく考えています。  
議員の皆さんにおかれましては、このあとの提出議案について慎重審議をいただき、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

以上

## 第23期組合会議員選任される

任期満了に伴う組合会議員改選については、去る第93回の組合会において母体支部より推薦のありました組合会議員を事務局より報告いたしましたところ、全員の拍手をもって了承されました。

また、組合会議員の改選に伴い、議長に豊支部の佐竹議員、副議長に造園支部の高橋議員が就任されました。

### 第23期組合会議員名簿

(敬称略)

議席	氏名	所属支部	議席	氏名	所属支部
1	菅野正登志	瓦支部	19	足立孝之	技建支部
2	西村義宜	同上	20	片木修	表具支部
3	藤本正	豊支部	21	新谷嘉啓	石材支部
④	佐竹眞彰	同上	22	西村大造	同上
5	寺石隆一	造園支部	23	山本健介	同上
6	藤井稔	同上	24	豊嶋一俊	管工事支部
7	北澤佳明	同上	25	金田俊彦	同上
8	宮本佳幸	同上	26	堀川清忠	同上
⑨	高橋望	同上	27	下野正樹	同上
10	宮井龍三	技能支部	28	中村信次	同上
11	本城均	建具支部	29	八木裕有	建築事協支部
12	瀬戸建一	同上	30	高木善次	同上
13	吉田順一	建築支部	31	岩村和男	同上
14	植村茂	電気支部	32	小林範子	同上
15	森川賢悟	同上	33	新邦夫	調査士会支部
16	坂本多圭史	同上	34	森本隆	同上
17	石津和孝	同上	35	竹上均	同上
18	岩本義弘	同上			

○は議長、□は副議長

#### < 新任役員紹介 >

役職名	氏名	所属
監事	益田進	京都府電気工事工業組合

## 平成27年度 事業報告

(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

### ■ 概 況

- 我が国は、国民の誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかし、急速な少子高齢化などの環境の変化に直面する中、この国民皆保険を将来にわたり持続することを目的として、平成27年5月27日「持続可能な医療保険制度を構築するための国保法等の一部を改正する法律」が国会で成立しました。この改正法では、財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費の適正化の推進などについて適切な措置を講ずるとされています。
- 国保組合に関する改正については、負担の公平化の中で、「所得水準の高い国保組合の国庫補助について、負担能力に応じた負担とする観点から、平成28年度から5年をかけて段階的に見直すこととし、従来の定率32%から所得水準に応じて13%から32%の補助率とする」ことに補助率が改正されました。補助率が下げられる組合に対する一定の激変緩和策はあるものの、平成26年度の所得調査結果（速報値）によると、国保組合全体の約56%を占める医師、歯科医師、薬剤師国保の補助率引き下げは避けられないものと思われます。当組合においては、32%の補助率は確保されましたが、今回、定率補助率の改正がなされたことにより、将来の国保組合全体の財政基盤を揺るがすことになりかねないことに強い懸念を抱いています。
- 平成28年6月に安倍晋三首相が消費税率について、10%に引き上げる時期を平成29年4月から2年6カ月延期し、平成31年10月に実施するとの発表がありました。

消費税引き上げ時期の延期によって、社会保障の充実に関し、「給付と負担のバランスを考えれば、10%への引き上げまでの間、引き上げたときと同じことを全く行うことは出来ない」と答弁していることから、社会保障の充実にへの遅れが心配されます。
- 平成28年1月から個人番号（マイナンバー）の利用が開始されることに伴い、平成27年度はマイナンバー制度等研修会、特定個人情報保護評価書の作成、規約・規程の見直し、安全管理体制の構築など、情報セキュリティ強化に努めました。また、平成29年7月からの情報連携に向けて、平成29年1月在籍の被保険者の個人番号の取得・管理は保険者の義務とされているため、個人番号管理システム及び連携ネットワークの構築などの環境づくりを着実



に実行してまいります。

- こうした状況の中、業種別母体組織を軸とする連帯と相互扶助の精神に基づき、保険給付をはじめ保健事業の充実等を図り、組合員、御家族の健康の保持・増進に努めてきました。
- 平成27年度決算について、歳入は、前年度の繰越金1億4,431万円と繰入金2億円を加えて合計19億970万円（前年度比較▲1億3,372万円・▲6.5%）。減収の主な理由は、国庫支出金▲7,465万円、財産収入▲7,137万円等になっています。一方、歳出は、18億3,184万円（前年度比較：▲6,726万円・▲3.5%）。減額の主な理由は、保険給付費▲2,589万円、後期高齢者支援金▲853万円、前期高齢者支援金▲2,221万円、介護納付金▲1,098万円等になっています。
  - ・この結果、歳入歳出差引額は7,785万円となりましたが、前年度からの繰越金1億4,431万円及び基金積立金からの繰入金2億円並びに財産収入を差し引いた実質単年度収支は▲2億8,622万円の大規模なマイナスとなり、昨年度に増して厳しい収支状況になりました。（平成26年度は▲2億7,060万円のマイナス）
- 歳入、歳出等の詳細は次の事業の概要で記述していますが、基金積立金について触れますと、平成22年度末の21億5,000万円から27年度末には13億5,000万円になり、5年間で8億円を取り崩す結果になりました。平成28年度は、介護保険料の値上げにより、約3,800万円余りの増収を見込んでおりますが、平成27年度の収支実績等を鑑みますと、今後、組合存続のためには、平成29年度から医療分等の保険料値上げをせざるを得ない財務状況にあります。
- 今後も、組合員数、被保険者数の減少に伴う保険料収入の減少、国の補助金制度の見直しや特定被保険者数の増加に伴う国庫補助金の減少に加え、医療技術の高度化、高齢化の進展等による保険給付費の増加、後期高齢者支援金及び介護納付金等の負担増などにより、組合財政は一層厳しくなることが予想されます。
 

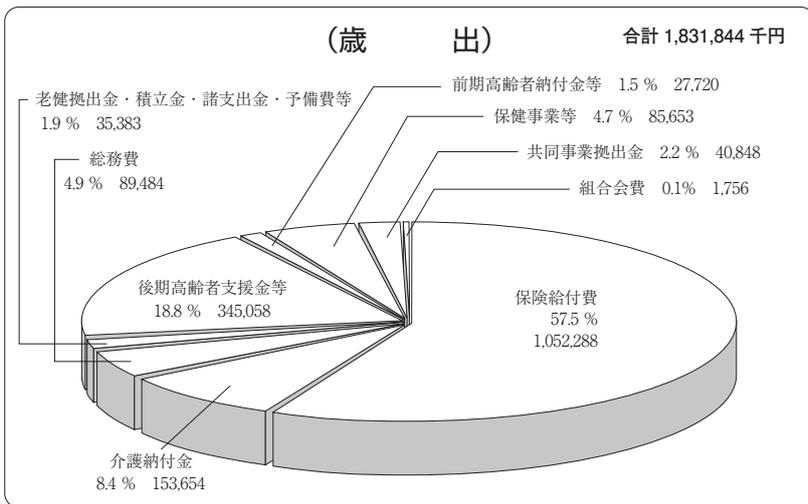
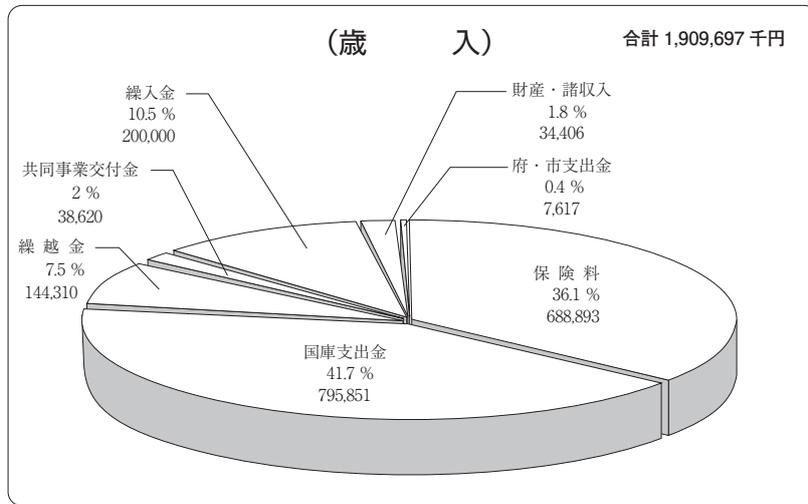
そうした状況ではありますが、役職員挙げて組合員、家族の健康の保持・増進に努めて参る所存でございますので、組合員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## ■ 平成27年度末 財産目録

名 称	金 額	名 称	金 額		
特別積立金	243,000千円	財政調整積立金	150,000千円		
支払準備積立金	124,000千円	国保事務所整備・IT化対応積立金	523,000千円		
職員退職積立金	109,000千円	保健事業積立金	201,000千円	合 計	1,350,000千円

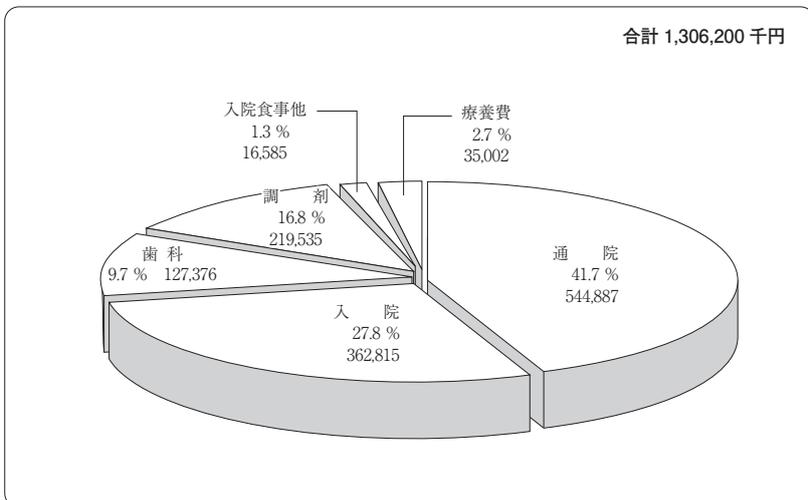
### 平成27年度歳入歳出決算構成グラフ

単位：千円

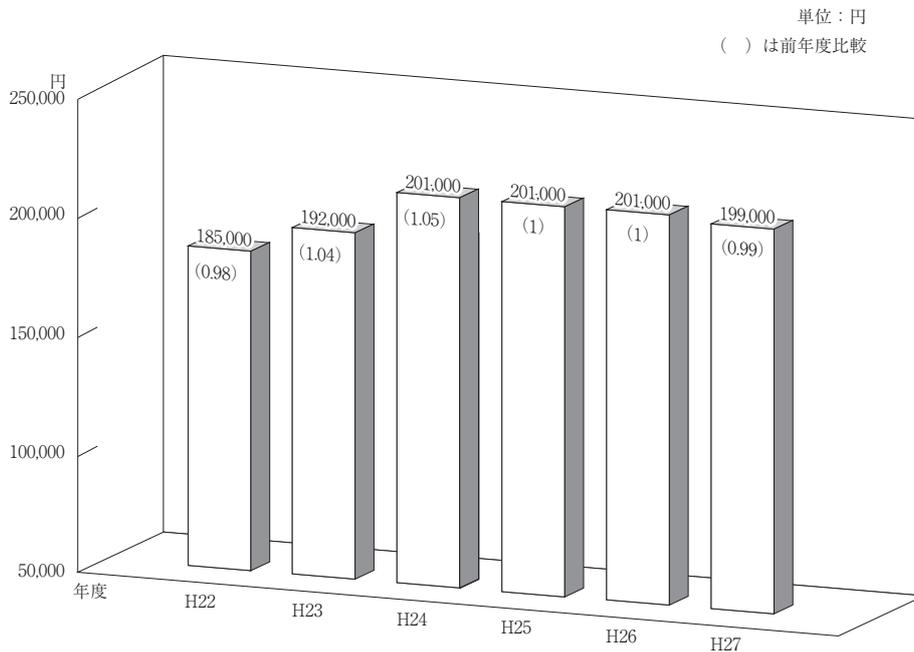


### 平成27年度医療費の構成割合

単位：千円



### 1 人 当 年 間 医 療 費 の 動 向



## ■ 組合員資格について

### 職別国保に加入できる人

- 現在、建設業に従事しておられる人、及びそのご家族
- 規約に定める母体組合に所属されている人
- 住民票が規約に定める地区内（地域）にある人
- ② ただし、新規の法人事業所の事業主や従業員は新規加入することはできません。

※地区（地域）

- 京都府：府内全市町村 ●滋賀県：大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市の区域のうち旧野洲町の区域、湖南市、甲賀市の区域のうち旧甲南町の区域、高島市の区域のうち旧高島町の区域、東近江市の区域のうち旧八日市市、旧五個荘町及び旧能登川町の区域 ●大阪府：大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、交野市、寝屋川市、堺市 ●兵庫県：神戸市、西宮市、伊丹市、宝塚市、豊岡市、芦屋市、丹波市の区域のうち旧市島町の区域 ●奈良県：奈良市の区域のうち旧奈良市の区域、天理市、桜井市 ●三重県：伊賀市

### 職別国保の組合員資格に適用しなくなったとき

- 転廃業により、建設業に従事しなくなったとき
- 所属の母体組合を脱退したとき
- 社会保険の強制適用の事実が発生したにもかかわらず、健保適用除外承認申請（原則、5日以内）を怠ったとき
- ◇ 上記に該当した場合、速やかに、支部事務局に申し出て、職別国保の脱退手続きを行い、他の健康保険等への切り替えをお願いします。

## 医療給付費分及び 後期支援金分保険料の改定のお知らせ

国庫補助金の見直しによる収入の激減並びに高齢者医療制度への支援金の負担増により、直近3ヵ年の単年度収支が毎年2億5千万円を超える大幅な赤字が続いていることから、第93回通常組合会において平成6年7月より22年間据え置いてきました医療分等保険料を改定することが承認されました。保険料の改定内容は以下の通りです。

### ①改定内容

#### ●組合員・医療分保険料（月額）

年齢による区分	現 行	改定後
25歳未満	8,000円 →	9,000円
25歳から29歳まで	11,500円 →	12,500円
30歳から69歳まで	11,500円 →	14,500円
70歳から74歳まで	11,500円 →	13,500円

#### ●家族・医療分保険料（月額）

一律保険料	現 行	改定後
一人当たり	2,500円 →	4,000円

#### ●組合員及び家族・後期高齢者支援金分保険料（月額）

一律保険料	現 行	改定後
組合員	2,000円 →	3,000円
家族（一人当たり）	2,000円	（据え置き）

### ② 改定時期

平成29年4月分から。

保険料の改定は、組合員及びご家族が安心して暮らしていけるよう組合の収支バランスの是正を図り安定的な組合運営を行うためのものです。

組合員各位におかれましては、引き続き組合の事業運営にご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

## 職別国保が加入者のマイナンバーを直接取得します

平成28年1月から、マイナンバー（個人番号）の利用が開始され、法令の定める業務の被保険者資格の取得・喪失や保険給付等の申請書類において、マイナンバーの記入及び番号確認書類と本人確認書類を提出いただいているところです。

また、平成29年7月からの国との情報連携に先立ち、医療保険者は加入者全員のマイナンバーを取得し、管理する義務があることから、平成28年10月以降、加入者の4情報（住所、氏名、生年月日、性別）を基に、「地方公共団体情報システム機構（略称：J-LIS）」から直接取得いたします。

ただし、住所等の不一致で4情報を基にマイナンバーが取得できない場合は、該当の方から職別国保に直接提出をお願いすることになります。マイナンバーの管理につきましては、法律並びに諸規程を遵守し厳格に管理していますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

## 届出書や申請書にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要です

平成28年1月からマイナンバーの利用開始に伴い、届出書や申請書には12桁のマイナンバーの記載が必要になりました。また、届出書などを提出する際には、各届出に必要な添付書類に加え「マイナンバー確認書類（個人番号通知カードの写し等）」と「組合員の本人確認書類（運転免許証の写し等）」の添付も必要です。

## 国保だより143号の同封物のお知らせ

「家庭用常備薬等 有料斡旋 カタログ」を同封しています。

被保険者の皆様の疾病予防対策と健康の保持・増進にご活用いただくために、「家庭用常備薬及び健康増進管理用品」の 有料斡旋 をいたします。詳しくは、同封のカタログをご参照ください。

「健康増進施設案内パンフレット」を同封しています。

職別国保が契約している健康増進施設（ジム・プール・温泉等）の施設案内や利用料金をご案内しています。ダイエット、シェイプアップ、体カアップ、メタボリックシンドロームの予防等、健康の保持・増進にお役立てください。

「喫煙に関するパンフレット」を同封しています。

喫煙は、がんだけでなく色々な病気を発症する原因になります。特に女性は健康リスクが高まるだけでなく女性ホルモンへの影響により、骨量が減ったり肌の老化が早まったりする原因になります。ご自身のニコチン依存度や煙草の害をよく理解して、将来の健康のために禁煙に取り組んでみませんか。

# 特定健診（無料）は必ず年1回、毎年受診しましょう

**平成28年度**  
**特定健診・特定保健指導目標値**  
**健診 60%      保健指導 25%**

## 平成28年度の特定健診受診券を送付いたしました

平成28年度の特定健診受診券は6月に対象者（40歳～74歳の組合員・ご家族）お一人お一人に送付いたしました。本年度は、特定健診第二期計画の4年目にあたり、健診60%・保健指導25%を実施目標値としていますので、必ず受診していただきますようお願い申し上げます。

なお、特定健診受診券を紛失された場合には再発行いたしますので、京都府建設業職別連合国民健康保険組合 事務局（電話075-801-0478）までご連絡ください。

## 特定健診・特定保健指導の未受診者にはお知らせをいたします

本年度も特定健診及び特定保健指導の未受診者には、受診勧奨ハガキの送付や保健師及び管理栄養士による電話での受診勧奨を行いますので、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

## 平成27年度 特定健診受診率速報値

受診者数1,530名      受診率 45.2%（目標値55%）      平成28年8月1日現在

### 【実施目標及び実績値】

項目		年度		第一期計画					第二期計画		
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
特定健診	目標値	20	30	50	60	70	45	50	55		
	実施率	30.1	27.6	34.3	39.0	40.7	41.6	43.9	45.2		
保健指導	目標値	10	20	30	40	45	20	20	25		
	実施率	0	2.2	4.9	15.9	23.8	22.4	29.6	21.9		

※平成27年度は速報値

### 【参 考】

区分	項目	実施率							
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
京 都 府 内 国 保	特定健診	27.1	28.2	28.8	29.9	30.4	30.6	31.8	
	特定保健指導	12.7	15.6	12.8	16.6	18.1	15.5	16.1	
全 国	特定健診	38.9	41.3	43.2	44.7	46.2	47.6		
	特定保健指導	7.7	12.3	13.1	15.0	16.4	17.7		

※確報値のみ掲載



# 特定健診（単独受診）・特定保健指導の 「インセンティブ制度」 をご利用ください！！



## ▶ 特定健診・特定保健指導のインセンティブ制度とは…

40歳から74歳の被保険者の皆様に、特定健診ならびに特定保健指導を積極的かつ継続的に受診（利用）していただくことを目的とした制度です。当組合では、特定健診対象者の皆様の自主的な健康増進への取り組みを奨励するため、平成27年度から特定健診は単独で受診された方、特定保健指導は支援を最後まで終了された方を対象に、「健康ボーナス」を贈呈していますので是非ご利用ください。

## 特定健診のインセンティブ制度の概要

### ▶ 対象者 …… 特定健診単独受診者（特定健診を単独で受診された方）

注）半日ドック、一般健診、定期健診、レディース健診で特定健診を受診された方は対象となりません。

### ▶ 健康ボーナス取得までの流れ

- ① 特定健診（単独）を受診します。
- ② 受診3～4カ月後に健康ボーナスに関するご案内が届きます。
- ③ ご希望の健康ボーナス（A～Dの商品から1つ）を選んで期限内に申込書を返送してください。
- ④ お申し込み約1カ月後に「健康ボーナス」が届きます。

### ▶ 健康ボーナスの種類

#### **A** インフルエンザ予防接種W補助券（1,500円相当） …

通常のインフルエンザ補助2,000円+補助券1,500円で予防接種の補助上限額が最大3,500円になります。  
なお、本券は65歳以上の方も使用していただくことができます。

#### **B** 家庭用常備薬等有料斡旋の補助券（1,500円分） …

毎年9月に送付する国保だよりと同封の家庭用常備薬等有料斡旋で使用できる1,500円分の補助券です。

#### **C** 歯ブラシセット（1,500円相当） …歯ブラシセットを贈呈します。

#### **D** QUOカード（1,000円分） … QUOカードを贈呈します。

詳しくは、特定健診（単独）受診後に送付されるインセンティブ案内をご覧ください

## 特定保健指導のインセンティブ制度の概要

### ▶ 対象者 …… 特定保健指導利用終了者（特定保健指導の支援を最後まで終了された方）

注）保健指導の支援（約6カ月間）を途中で離脱された方は対象となりません。

### ▶ 健康ボーナス取得までの流れ

- ① 特定保健指導を開始した後、約6カ月間の支援プログラムを全て終了します。
- ② 支援プログラム終了後、約2～3カ月後に「健康ボーナス」が届きます。

### ▶ 健康ボーナスの内容

**家庭用常備薬セット（2,500円相当）** …軽度の怪我や風邪に使用できる家庭用常備薬セットです。